

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の収納対策を徹底

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の納付率を平成19年度に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)未納の状況

- 自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の納付率は、平成15年度は63.4%(現年度分)。特に、20歳台では50%を割り込んでいます。



収納対策のための制度的対応

→ 収納対策の一覧は、38ページに記載

【多段階免除制度の導入】(平成18年7月実施)

- できるだけ保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、多段階免除制度を導入します(現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除・1/4免除の段階を追加します)。

【若年者に対する納付猶予制度の創設】(平成17年4月実施)

- 現在は、失業等で低所得の若年者が、所得の高い世帯主(親)と同居しているときは、保険料免除の対象となりません。
- そこで、20歳台の方について、将来負担できることになった時点(ただし10年以内)で保険料を追納できる仕組み(納付猶予制度)を導入します。

※ 法律事項としては、上記以外に保険料免除申請の遡及(平成17年4月実施)、所得情報の取得(平成16年10月実施)を実施

※ 法律事項以外にも、地域に根ざした同業者団体等を納付受託機関として活用するなど、様々な施策を実施